

## 学術集会発表における利益相反の申告と開示に関するお知らせ

医学系研究、特に産学連携による臨床研究では、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元による公的利益に加え、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権などの私的利益が発生する場合があります。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態を利益相反

(conflict of interest: COI) と呼びます。利益相反状態にあること自体は決して悪いことではありませんが、私的利益が優先する深刻な利益相反状態では研究成果の中立性や社会的信頼性が損なわれ、公正な評価がなされないおそれも生じます。このため、研究者が安心して研究活動に取り組むことができるよう、利益相反を適切にマネジメントし社会への説明責任を十分に果たすことが重要になっております。このような状況を鑑み、日本解剖学会では「一般社団法人日本解剖学会利益相反に関する規定」を制定し、本学会の学術集会で発表する代表発表者には発表内容の利益相反の有無を自己申告していただくことになりました。

「利益相反状態」とは、発表内容に関わる研究が企業・組織または団体からの報酬、株式の利益、講演料、原稿料、研究費・助成金、奨学（奨励）寄付金、寄付講座の提供、旅費贈答品の受領などを通して行われていることを意味します。なお、国・政府系機関による科学研究補助金等や、財団等による研究助成金などの競争的研究資金は、利益相反状態となる研究費・助成金には該当しません。また、「申告すべき利益相反状態」とは、演題登録時から遡って過去1年間以内において発表内容に係る企業・組織または団体との利益相反状態が、以下の基準のいずれかに該当する場合を指します。

(1) 企業、法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職に就いている場合。ただし、一つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上の場合に限る。

(2) 本会活動に関連したエクイティを所有している場合。なお、エクイティとは、株式・出資金・ストックオプション・受益権・転換社債等をいう。ただし、株式の保有については、一つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総額）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5パーセント以上を保有する場合に限る。

(3) 特許権等に基づく収入を得ている場合。なお、特許権等とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路設置利用権、プログラムの著作権等を含む。ただし、一つの権利使用料が年間100万円以上の場合に限る。

(4) 自らの主たる給与が勤務先の経常費以外から支出されている場合。

(5) 企業や営利を目的とした団体等から金銭的支援（受託研究費、共同研究費、臨床試験、寄付講座、奨学寄付金等）を受けている場合。ただし、一つの企業・団体から総額で年間200万円以上受領している場合に限る。

(6) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対して支払われた日当や講演料などの報酬、または、パンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料がある場合。ただし、一つの企業・団体から年間50万円以上受領した場合に限る。

(7) その他、第三者からみて、利益相反状態を指摘される可能性があると考えられる事項。例えば、本会活動とは無関係な旅行や贈答品の受領などが該当する。ただし、一つの企業や団体等から受けた報酬が年間5万円以上のものに限る

発表演題に関して「申告すべき利益相反状態」に該当する場合は、発表抄録および発表スライド・ポスターに「**COI:申告済み** または **properly declared**」と記載し、代表発表者が共同発表者全員の情報を取りまとめ「**利益相反状態申告書（学術集会発表用）**」を集会長に提出してください。提出された申告書は、演題発表後2年間解剖学会事務局において保管・管理します。一方、利益相反状態があっても上記基準に該当しない場合は、「**日本解剖学会学術集会演題発表における利益相反に関する自己申告書**」を提出する必要はありません。その場合には、発表抄録および発表スライド・ポスターに「**COI:なし** または **NO**」と記載してください。なお、演題登録以降発表当日までに変更があった場合には、その内容を発表時に使用するスライドまたはポスターに記載する等の方法で開示し、「**利益相反状態申告書（学術集会発表用）**」を提出してください。